令和７年度介護サービス事業者集団指導

｢個別結果の公表について｣ナレーション原稿

**第１スライド「個別結果の公表について」**

　皆様、こんにちは。埼玉県福祉監査課です。皆様方におかれましては、日ごろの介護サービスの御提供、並びに運営指導への御協力、誠にありがとうございます。

　さて、この動画では、県ホームページで公表する運営指導の個別結果について説明します。県が行った指導内容を参考にしていただき、今後も適切な事業所運営をお願いいたします。

　それでは、「個別結果の公表について」説明します。

**第２スライド「運営指導での指導区分」**

　県では、概ね２年から６年毎に施設や事業所に赴いて運営指導を行っています。

　指導の区分には、「指導事項」、「注意事項」、「助言」の３種類あります。

　指導事項となった案件につきましては、文書で結果を通知し、文書で改善状況等の報告を求めます。

　注意事項となった案件につきましては、文書で結果を通知し、特に報告は求めませんが、施設内において改善されることを期待するものです。

　助言は、運営指導当日の口頭による注意喚起やアドバイスとなります。

**第３スライド「個別結果公表について」**

　県では、運営指導の結果のうち、後日文書での報告を求める「指導事項」について、その内容と改善状況を各施設・事業所ごとに県のホームページで公表しています。

　これは県が行っている指導内容を明らかにするとともに、施設や事業所の利用者や家族等に周知することで、より適切な運営を促すことを目的としています。

**第４スライド「公表内容」**

　公表内容は、「施設種別」、「所在市町村」、「法人名」、「施設・事業所名」、「運営指導の実施年月」、「指導事項」、「改善状況」です。

**第５スライド「埼玉県ホームページ１」**

　個別結果の掲載場所ですが、埼玉県のホームページ、「指導監査」の中の「個別結果の公表」から閲覧することができます。

　施設種別、所在市町村別に一覧表になっています。

**第６スライド「埼玉県ホームページ２」（最終スライド）**

　スライドには、「社会福祉法人　指導監査結果一覧表」のイメージを掲載しました。

　この一覧表は法人指導監査の結果ですので、施設や事業所名の記載はありません。

　また、「指導事項」欄についてですが、法人に対する文書の通知では、個別具体的に記入していますが、ホームページで公表するときは、定型文で表示しています。

　「改善状況」欄については「改善中」又は「改善済」と表示しています。ホームページ掲載時点では「改善中」と表示されていた場合も、改善が認められた時点で「改善済」と表示します。改善状況については、随時更新しています。

　なお、「個別結果の公表」の県ホームページへの掲載は、概ね年３回－５月、１１月、３月に行います。

　公表内容の問い合わせにつきましては、施設種別ごとの担当へお問い合わせください。

　以上で、「個別結果の公表について」の説明を終わります。ご視聴ありがとうございました。